

# 大川市議会第6回定例会会議録

平成25年12月13日大川市議会議場に出席した議員及び付議事件の説明のため出席した者の氏名並びに付議事件の内容は次のとおりである。

## 1.出席議員

1番	池	末	秀	夫	10番	中	村	博	満
3番	水	落	常	志	11番	石	橋	正	毫
4番	吉	川	一	寿	12番	古	賀	光	子
5番	古	賀	龍	彦	13番	川	野	栄	美子
6番	箴	島	か	おる	14番	今	村	幸	稔
7番	岡		秀	昭	15番	福	永		寛
8番	内	藤	栄	治	16番	井	口	嘉	生
9番	平	木	一	朗	17番	永	島		守

## 欠席議員

なし

## 2.地方自治法第121条の規定により出席した市吏員

市		長	鳩	山	二	郎
副	市	長	酒	見	隆	司
教	育	長	石	橋	良	知
会	計	管	理	者	宇	木
(兼)	会	計	課	長	博	子
消	防	長	田	中	晴	彦
(兼)	警	防	課	長		
経	営	政	策	課	中	島
		長			久	幸
総	務	課	長	古	賀	恭
(併)	選	挙	管	理	委	員
		会	事	務	局	長

企 画 調 整 課 長	本 村 和 也
農 業 水 産 課 長 ( 併 ) 農 業 委 員 会 事 務 局 長	添 島 清 美
上 下 水 道 課 長	平 田 敏 弘
消 防 本 部 総 務 課 長	大 淵 慶 人
学 校 教 育 課 長	持 木 芳 己
監 査 事 務 局 長	石 橋 新 一 郎

3 . 本 議 会 の 書 記 は 次 の と お り で あ る 。

議 会 事 務 局 長	木 下 剛
議 会 事 務 局 書 記	永 尾 龍 之 介
議 会 事 務 局 書 記	和 田 孝 紀
議 会 事 務 局 書 記	古 賀 章 子

4 . 付 議 事 件

- 1 . 委 員 長 報 告
- 1 . 質 疑 ・ 討 論 ・ 採 決
- 1 . 会 議 録 署 名 議 員 の 指 名
- 1 . 閉 会 の 宣 告

午 前 9 時 30 分 開 議

議 長 ( 石 橋 正 毫 君 )

皆 さん お は よ う ご ざ い ま す 。 各 位 の 御 参 集 、 感 謝 申 し 上 げ ま す 。

出 席 議 員 は 定 足 数 に 達 し て お り ま す の で 、 た だ い ま か ら 本 日 の 会 議 を 開 き ま す 。

ま ず 、 総 務 委 員 会 に 付 託 し て お り ま し た 議 案 第 58 号 平 成 25 年 度 大 川 市 一 般 会 計 補 正 予 算 外 5 件 を 一 括 議 題 と い た し ま す 。

こ れ か ら 総 務 委 員 会 に お け る 審 査 の 経 過 並 び に 結 果 に つ い て 、 総 務 委 員 長 の 報 告 を 求 め ま す 。 総 務 委 員 長 、 永 島 守 君 。

総務委員長（永島 守君）（登壇）

皆さんおはようございます。私は総務委員長といたしまして、本委員会に付託されました議案第58号 平成25年度大川市一般会計補正予算外5件につきまして、本委員会における審査の経過並びにその結果を御報告申し上げます。

まず、議案第58号 平成25年度大川市一般会計補正予算を御報告申し上げます。

説明によりますと、今回の補正は、歳入歳出予算、繰越明許費及び地方債の補正であり、まず、各款に計上する人件費は、市長等三役及び職員の給与改定並びに人事異動等に伴い調整しようとするものです。

総務費には、平成24年度国県負担金などの返還金34,028千円が計上されております。

民生費には、障害者自立支援給付費67,092千円、障害者自立支援医療給付費30,000千円、地域生活支援給付費3,650千円、子ども・子育て支援システム導入業務委託料10,130千円、障害児童発達支援給付費13,549千円、幼稚園預かり保育支援事業補助金6,483千円、生活保護費扶助費45,200千円が計上されております。

労働費には、生活防衛のための国の緊急対策として、緊急雇用創出事業費546千円が、農林水産業費には、地域の中心となる農業経営体への農地集積に協力する農地の所有者に対する農地集積協力金事業補助金1,300千円が、土木費には、生活関連道路の路面等の損傷が著しい路線の整備に要する経費64,000千円が計上されております。

災害復旧費には、平成25年8月23日から31日にかけての豪雨により被災した農業用施設及び公共土木施設に係る災害復旧事業費195,383千円が計上されております。

また、災害復旧費の計上に伴い、職員の人件費について、農林水産業費1,109千円、土木費1,185千円を災害復旧費へ組み替えるため、それぞれ減額されております。

以上により、今回の補正総額は325,442千円となったところでありますが、これが財源といたしましては、歳出に見合う国庫支出金、県支出金及び市債をもって充当するとのことでございました。

次に、繰越明許費の補正につきましては、本年度内に事業の完了が見込めない、子ども・子育て支援システム導入業務委託及び公共土木施設災害復旧事業について、繰越明許費の設定を行うものであります。

次に、地方債の補正につきましては、水路災害復旧事業及び道路災害復旧事業を追加し、道路橋りょう整備事業について限度額の変更を行うものであります。

委員会では、まず、3款2項2目・児童措置費の幼稚園預かり保育支援事業補助金についてただしたところ、現在の預かり保育の児童数は118人である旨の答弁がなされたところでございます。

次に、5款2項3目・緊急雇用対策事業費の緊急雇用職員の業務内容についてただしたところ、環境課の廃棄物分別データ収集分析事業を行い、市の直接雇用である旨の答弁がなされたところであります。

次に、6款1項3目・農業振興費の農地集積協力金事業補助金についてただしたところ、認定農業者等の地域の中心となる経営体への農地集積に協力する農業者への補助金である。金額は条件を満たした上で集積する農地面積により3段階に分かれ、0.5ヘクタール以下は300千円、0.5ヘクタールを超え2ヘクタール以下は500千円、2ヘクタール超は700千円である。今回の補正は、リタイアする農業者3人分で、面積は合計1.62ヘクタールである旨の答弁がなされたところであります。

次に、11款の災害復旧費についてただしたところ、クリークは21か所で、距離にして946メートル、道路は7か所であり、距離は450メートルである旨の答弁がなされたところでございます。

委員会では、その他詳細な審査を行い、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第でございます。

次に、議案第71号 平成25年度大川市一般会計補正予算から議案第74号 財産の取得の一部変更についてまでは関連がありますので、一括して議題といたしました。

まず、議案第71号 平成25年度大川市一般会計補正予算は、説明によりますと、歳入歳出予算及び繰越明許費の補正であり、教育費については学校給食センター建設事業費69,900千円を計上し、これが財源といたしましては、繰越金をもって充当するとのこととございました。

繰越明許費の補正につきましては、本年度内に同事業の完了が見込めないため、繰越明許費の設定を行うものであります。

次に、議案第72号から議案第74号までは、3議案とも（仮称）大川市学校給食センター建設事業に係る契約について、現在契約の工期内での完成が見込めないことから、工期等を変更するに当たり、市議会の議決を求めるものであります。

委員会では、まず、補正額の内容について詳細な説明を求めましたところ、工事請負費の

うち工期延長に伴う現場事務所や機械のリース料などが20,900千円、空調設備及び外構工事が24,900千円である。本来なら当初予算で計上すべきであったが、その時点では入札の執行残により工事を行う考えであった。しかし、執行残が出なかったため、今回補正予算を計上している。内容については今後精査し、今の業者と変更の仮契約を交わした後、3月議会での金額変更の議案を出す旨の答弁がなされたところでございます。また、備品購入費につきましては、食器が4種類あり、それぞれに食器かごが必要なところをチェックミスによって1種類の購入分しか当初予算に計上していなかったため、一旦予算を流し、改めて今回の補正で計上している旨の答弁がなされたところでございます。

次に、工事が延期になったその理由をただしたところ、地下埋設物工事が約1か月かかり、工期終了が平成26年2月から3月にずれ込んだが、国の緊急経済対策や消費税の駆け込み需要により技術作業員の確保が困難であることから延期せざるを得なかった旨の答弁がなされたところであります。

次に、今回の補正によって補助金がどれくらい違ってくるのかただしたところ、今回の補正は全て単費であり、空調設備の約4,900千円は当初の予算に計上していれば補助の対象となり得た旨の答弁がなされたところでございます。

委員からは、執行残を考えて計画することはおかしい。今後こういうことのないようにしっかりと業務を行うようにとの意見が開陳されました。

委員会審査の途中で休憩をとり、傍聴されていた文教厚生委員会に対して意見を求めましたところ、こういうことはあってはならない。いろいろ言いたいことはあるが、子供たちのためにスムーズに給食センターをつくらなければならない。さらに、学校給食の提供が2学期からになるということ、その旨、説明を保護者等に行うようにとの意見、要望が開陳されたところでございます。

委員会では、異論を残しつつも文教厚生委員会の意見を重く受けとめ、執行部に対して再発防止に向けた嚴重注意を行い、採決の結果、4議案は原案のとおり可決すべきものと決した次第でございます。

次に、議案第75号 新聞への消費税の軽減税率適用を求める意見書の提出について、御報告を申し上げます。

本案は、来年度以降に消費税率が引き上げられる際には、ヨーロッパ諸国の大半の先進国が「新聞」への軽減税率を導入していることから、「新聞」の活字文化の重要性、国民の

税負担を考慮し、「新聞」購読料への軽減税率適用を強く願い、国への意見書提出を求めるものであります。

委員会では、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で私の報告を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（石橋正毫君）

総務委員長の報告は終わりました。

これから総務委員長の報告に対し、質疑を行います。質疑を希望される方は、この際、御通告願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑の通告はありませんので、次に進みます。

次に、討論を希望される方は、この際、御通告願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでございますので、これから採決をいたします。

まず、議案第58号 平成25年度大川市一般会計補正予算を採決いたします。

本案を総務委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は総務委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第71号 平成25年度大川市一般会計補正予算を採決いたします。

本案を総務委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は総務委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第72号 工事請負契約の一部変更についてを採決いたします。

本案を総務委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は総務委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第73号 工事請負契約の一部変更についてを採決いたします。

本案を総務委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は総務委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第74号 財産の取得の一部変更についてを採決いたします。

本案を総務委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は総務委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第75号 新聞への消費税の軽減税率適用を求める意見書の提出についてを採決いたします。

本案を総務委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は総務委員長報告のとおり可決されました。

次に、文教厚生委員会に付託しておりました議案第59号 平成25年度大川市国民健康保険事業特別会計補正予算外4件を一括議題といたします。

これから文教厚生委員会における審査の経過並びに結果について、文教厚生委員長の報告を求めます。文教厚生委員長、川野栄美子君。

文教厚生委員長（川野栄美子君）（登壇）

皆さんおはようございます。私は文教厚生委員長といたしまして、本委員会に付託されました議案第59号 平成25年度大川市国民健康保険事業特別会計補正予算外4件につきまして、本委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、議案第59号 平成25年度大川市国民健康保険事業特別会計補正予算は、職員の給与改定及び異動等による人件費の調整並びに平成24年度療養給付費等負担金及び特定健康診査等負担金の精算に伴う返還金について補正をしようとするもので、議案第60号 平成25年度大川市後期高齢者医療事業特別会計補正予算及び議案第61号 平成25年度大川市介護保険事業特別会計補正予算は、いずれも職員の給与改定及び異動等による人件費の調整を行うものであります。

委員会では特段の異論もなく、採決の結果、3議案とも原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第65号 指定管理者の指定について及び議案第66号 指定管理者の指定について御報告申し上げます。

両議案は、大川市老人福祉センター及び大川市社会体育施設（大川市民体育館、大川中央公園運動広場、テニスコート）の指定管理者を指定するに当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定により、市議会の議決を求めるものであります。

まず、議案第65号 指定管理者の指定については、大川市老人福祉センターの指定管理者に社会福祉法人大川市社会福祉協議会を指定しようとするものであります。

委員会では、平成26年度から5年間の収支計画が資料として提出されましたが、委員から過去5年間の決算や実績を示すよう要望したところ、執行部からは大川市老人福祉センターの過去5年間の収支決算書が提出され、審査を進めたところであります。また、指定管理者の応募数をただしたところ、応募者は1者であった旨の答弁がなされました。

委員会では、その他詳細な審査の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第66号 指定管理者の指定については、大川市社会体育施設（大川市民体育館、大川中央公園運動広場、テニスコート）の指定管理者に総合型地域スポーツクラブ・ペラーダ大川を指定しようとするものであります。

説明によりますと、指定管理者の応募団体は1者で、指定管理者選定委員会において申請書、プレゼンテーション、ヒアリングによる審査を行い、審査の結果、1,000点満点中649.6点で、最低基準点の500点を上回っていたことから指定管理者候補となったとのことであります。

また、総合型地域スポーツクラブとは、いろいろなスポーツをいろいろなレベルで楽しみたいという地域の人々のさまざまなニーズに応える新しい仕組みで、国、県のスポーツ振興事業の施策として設立が推進されているとのことであります。

委員会では、議案第65号と同様、過去5年間の収支決算書の提出を求め、審査を進めました。委員からは、今回提案されている総合型スポーツクラブ・ペラーダ大川の法人格はどうなっているのかただしたところ、指定管理者の募集の際、応募資格として個人ではなく法人及びその他団体であること、法人格を持たない団体については、指定後において、1年以内



に法人格を取得する条件にしており、年度内に法人格を取得できるということで確約書もいただいている旨の答弁がなされました。

また、この団体の活動実績についてただしたところ、フットサル教室、ヨガ教室、ウォーキング・走り方教室、ニュースポーツ教室などの各種スポーツ教室を実施されており、スポーツ振興に貢献されている旨の答弁がなされました。さらに、指定管理者として実績がない団体なので不安であるが、市はどう考えているかただしたところ、選考委員会で審査する中で、管理運営能力があると判断している旨の答弁がなされました。

さらに委員からは、現在の指定管理者である大川市体育協会の指定管理の際、委員会としては法人化を要望し、引き続き運営をしていただくことを期待していたが、次の指定管理者に応募されなかったことはまことに残念でありました。現在、窓口業務に当たっておられる方々の協力をいただきながら、スムーズな業務の引き継ぎと今後の適正な管理運営をいただくよう期待している旨の意見が開陳されました。

委員会では、その他詳細な審査の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

最後に総括質疑として、指定管理の目的は民間活力を導入することで、効率的な運営、施設管理をしていくものである。これまで3年から5年指定管理をされた中での成果と問題点が議案書だけでは見えてこない。市民サービスがおざなりにならないためにも、次の指定管理に生かすために年度ごとに成果や問題点が数字で見えてくるような5段階評価などの評価システムをつくり、議会にも報告をいただき、翌年度に生かすようにできないか、強く要望いたしました。執行部からは、年に1回指定管理者と担当課でモニタリングの評価を行っているので、その結果をお示しできるか検討したい旨の答弁がなされました。私ども文教厚生委員会は、この指定管理者に随分時間をかけまして審査を行いました。

以上で私の報告を終わります。

議長（石橋正毫君）

文教厚生委員長の報告は終わりました。

これから文教厚生委員長の報告に対し、質疑を行います。質疑を希望される方は、この際、御通告願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑の通告はありませんので、次に進みます。

次に、討論を希望される方は、この際、御通告願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでございますので、これから採決をいたします。

まず、議案第59号 平成25年度大川市国民健康保険事業特別会計補正予算を採決いたします。

本案を文教厚生委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は文教厚生委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第60号 平成25年度大川市後期高齢者医療事業特別会計補正予算を採決いたします。

本案を文教厚生委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は文教厚生委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第61号 平成25年度大川市介護保険事業特別会計補正予算を採決いたします。

本案を文教厚生委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は文教厚生委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第65号 指定管理者の指定についてを採決いたします。

本案を文教厚生委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は文教厚生委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第66号 指定管理者の指定についてを採決いたします。

本案を文教厚生委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は文教厚生委員長報告のとおり可決されました。

次に、産業建設委員会に付託しておりました議案第62号 平成25年度大川市下水道事業特別会計補正予算外3件を一括議題といたします。

これから産業建設委員会における審査の経過並びに結果について、産業建設委員長の報告を求めます。産業建設委員長、今村幸稔君。

産業建設委員長（今村幸稔君）（登壇）

皆さん改めましておはようございます。私は産業建設委員長といたしまして、本委員会に付託されました議案第62号 平成25年度大川市下水道事業特別会計補正予算外3件につきまして、本委員会における審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

まず、議案第62号 平成25年度大川市下水道事業特別会計補正予算について御報告申し上げます。

説明によりますと、本案は本会計における職員の給与改定及び人事異動等による人件費の調整に要する経費を5,686千円減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ643,314千円にするものであります。

委員会では特段の異論もなく、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第63号 平成25年度大川市上水道事業会計補正予算について御報告申し上げます。

本案も、職員の異動等による人件費の調整のため、1款1項・営業費用を5,778千円減額し、この結果、議会の議決を経なければ流用することができない経費であります職員給与費を85,038千円にしようとするものであります。

委員会では特段の異論もなく、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第67号 市道路線の廃止について及び議案第68号 市道路線の認定について御報告申し上げます。

議案書に記載のとおり、今回の市道路線の廃止は酒見地区の2路線、認定は酒見地区の4路線であります。

説明によりますと、廃止路線の上碓1号線は、大川校区の酒見地区で県道宮本大川線、酒見橋上流の花宗川右岸に位置し、花宗川改修事業計画にあわせて市道認定したが、今回、酒

見橋の架け替えに伴い、起点の位置が変更になるため、一旦廃止するものであります。

次に、上城内線は、大川公園と酒見団地の間に位置し、通称「江の津橋通り」から南に入った路線で、本路線の終点部分が個人名義となっており、今回この地権者から個人名義部分の廃止の申請がなされ、所有者以外の一般市民の利用がなく、また、終点部付近は未舗装で道路の形状もなく、敷地の一部となっており、市道としての必要性もないことから、終点部変更のため、一旦全部を廃止するものであります。

また、認定路線は、大川校区の酒見地区で、下碓上碓線及び中新替4号線に関しては、酒見橋付近で、県道鐘ヶ江酒見間線、県道宮本大川線の整備による県道つけ替えに伴い、旧県道部分を市道に認定するものであります。

次に、上碓1号線は、酒見橋の架け替えに伴う起点変更により、改めて市道の認定を行うものであります。

次に、上城内線は終点部の個人名義部分の廃止に伴い、終点が変更となるため、改めて市道認定を行うものであります。

委員会としましては、路線の実情を把握しておく必要があるため、現地調査を行い、審査を進めたところであります。

委員会では、個人所有の土地で市道認定を行っているところはほかにもあると思うが、調査を行い、市道を廃止したり、寄附を受けるなり、進めるべきではないかとただしたところ、これに対し、市道に認定している土地の中に個人名義の土地が約160か所程度あり、これについては市に寄附してもらうなり、権原を取得したい旨、また、市道として必要のない個人名義の土地は協議を行い、認定を外すほか、何らかの対応をしたい旨の答弁がなされたところであります。これに対し、市の管理する土地も多いので、整理を行っていただくように要望したところであります。

委員会では、その他詳細な説明を求め審査を行い、採決の結果、両議案とも原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で私の報告を終わります。

議長（石橋正毫君）

産業建設委員長の報告は終わりました。

これから産業建設委員長の報告に対し、質疑を行います。質疑を希望される方は、この際、御通告願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑の通告はありませんので、次に進みます。

次に、討論を希望される方は、この際、御通告願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでございますので、これから採決をいたします。

まず、議案第62号 平成25年度大川市下水道事業特別会計補正予算を採決いたします。

本案を産業建設委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は産業建設委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第63号 平成25年度大川市上水道事業会計補正予算を採決いたします。

本案を産業建設委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は産業建設委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第67号 市道路線の廃止についてを採決いたします。

本案を産業建設委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は産業建設委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第68号 市道路線の認定についてを採決いたします。

本案を産業建設委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は産業建設委員長報告のとおり可決されました。

次に、会議録署名議員を指名いたします。

5番古賀龍彦君、6番笹島かおる君、以上2人を指名いたします。

以上で本定例会の議事は全て終了いたしました。

ここで、一言御挨拶を申し上げます。

本年最後の定例会は、去る2日に招集されて以来、議員各位には連日熱心に御審議を賜り、また執行部におかれましては温かい配慮をいただき、本日まで12日間にわたる日程を滞りなく終了いたしましたことを衷心よりお礼申し上げます。

さて、本年は、安倍首相のリーダーシップによりまして、日本経済も景気回復の動きが強まっております。

このような中、本市におきましても、6月の選挙で多くの市民の支持を受け当選された鳩山新市長のもと新しい市政が始まりました。

基幹産業の低迷など、経済環境は厳しい中ではありますが、議会も行政も目指すところは同じであります。

若いリーダーのもと大川市が活気に満ちたまちとなるよう、私たち議会といたしましても、行政と両輪のごとき関係を保ちながら、精いっぱいの権能を果たしてまいりたいと考えております。今後とも皆様方の御協力をお願い申し上げます。

最後に、今年も余すところ残りわずかとなりました。寒さも厳しくなりますので、皆様方におかれましては、くれぐれもお体を御自愛いただき、輝かしい新年を迎えられますことを心から御祈念申し上げまして、御挨拶にかえさせていただきます。

なお、ここで市長から発言の申し出がっておりますので、この際、お願いいたします。市長。

市長（鳩山二郎君）

議長のお許しをいただきましたので、一言御挨拶申し上げます。

議員の皆様には提案いたしました議案について慎重に御審議の上、御議決をいただきましたことに対し、厚くお礼申し上げます。皆様からいただいた貴重な御意見や御助言等につきましては十分に尊重し、執行部一丸となって大川市の発展に努めてまいります。

今後とも、議員の皆様の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

ことしも残すところあとわずかになりましたが、皆様には健康に留意され、健やかな新年を迎えられますことを祈念いたしまして、閉会に当たっての御挨拶といたします。どうもありがとうございました。

議長（石橋正毫君）

ありがとうございました。

これにて平成25年第6回大川市議会定例会を閉会いたします。

午前10時9分 閉会

以上、会議の次第は、その内容の正確であることを証するため、ここに署名する。

大川市議会議長 石橋 正毫

大川市議会議員 古賀 龍彦

大川市議会議員 箴島 かおる